

令和6年
6月高浜市議会定例会
議案書（追加分）

議案第46号

損害賠償額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

令和6年6月28日提出

高浜市長 吉岡初浩

- (1) 損害賠償の額 895,985円
- (2) 相手方 市外在住者
- (3) 事故の概要
 - ア 事故発生日時 令和6年4月30日（火）
午後0時00分ごろ
 - イ 事故発生場所 高浜市沢渡町四丁目6番地2
高浜エコハウス駐車場内
 - ウ 事故の種類 物損事故
 - エ 事故の状況
市有自動車の後進の際に、後方に駐車されていた相手方自動車に接触し、相手方自動車の車体前方が破損した。
 - オ 事故の原因
後方確認が不十分であったことによる。
- (4) 和解の内容
 - ア 過失割合は、市100%、相手方0%とする。
 - イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、895,985円とする。
 - ウ 市が相手方に対して895,985円を支払う。
 - エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由

この案は、高浜エコハウス駐車場における車両損傷事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解するためであります。